

高松市・国分寺町合併協議会会議録
第 4 回 会 議

平成16年5月6日（木）

高松市・国分寺町合併協議会

高松市・国分寺町合併協議会会議録

第4回会議

1 日時

平成16年5月6日(木) 午後1時30分開会・午後3時閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	山田徹郎	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	千葉規美子
委員	菰渕将鷹	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	大浦澄子	委員	池崎清子
委員	三笠輝彦	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫 (委員兼務)	幹事	佐々木英典
副幹事長	土井信幸 (委員兼務)	幹事	川上保直
幹事	熊野實	幹事	武下文男
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班	黒 淵 博 美
事務局次長 (計画班事務班)	福 井 隆	調整班長	清 谷 文 孝
総務班長 兼調整班兼計画班	清 野 賢 治		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 議案事項

議案第 1 2 号 行政制度等の調整方針について

議案第 1 3 号 建設計画の作成方針について

(2) 協議事項

協議第 2 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について

協議第 3 号 新市の名称（協定項目第 3 号）について

協議第 4 号 新市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

4 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

○議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第4回会議を開会いたします。

皆様方には、何かと御多用の中御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大浦澄子委員さんと山下義男委員さんのお二人にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

会議次第3 議事

○議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 議案事項

○議長（増田会長） まず、会議次第の3の(1)の議案事項でございますが、まず、議案第12号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

○事務局次長（加藤） それでは、議案第12号について御説明いたします。

会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第12号行政制度等の調整方針についてでございます。

この議案は、住民サービスや住民負担などを規定しております両市町の各種の制度、事務事業など行政制度等につきまして、合併後の市においてどのように取り扱うか、調整をする際の調整方針を明らかにするとともに、事務的整理を行う際の方針とするため、行政制度等の調整方針を定めようとするものでございます。

次の2ページをお開き願います。

行政制度等の調整方針の、まず、1の基本的考え方といたしまして、行政制度等の調整に当たっては、第1回会議で御承認いただきました、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を

行うことといたしております。

なお、参考までに、4ページに合併協定項目の協議方針における基本原則を掲載しております。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

先ほど申し上げました合併協定項目の協議方針における基本原則でございます。4ページの最後の行に記載しておりますように、この基本原則は、2月3日の第1回会議で原案承認されたものでございます。

恐れ入りますが、もとの2ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、2の調整方針でございますが、原則として、高松市の行政制度等に統一することを基本として、国分寺町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をすることといたしております。

なお、サービス、負担の適正化推進の観点から、必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行うものでございます。

次に、3の調整方法でございますが、具体的な調整方法につきましては、(1)から(4)までの四つのパターンに分類して定めております。

5ページに、この四つのパターンをわかりやすく示しました図がございますので、これに基づきまして説明させていただきたいと存じます。

5ページをお開き願いたいと存じます。

調整方法の基本的なイメージでございます。

まず、右の一番上に記載しております調整方法(1)の場合でございます。高松市、国分寺町共にあり、同水準のものについては、高松市の制度等に統一することといたしております。この場合、両市町の住民サービスや住民負担に変化はございません。

次に、その下の調整方法(2)の場合でございますが、高松市、国分寺町共にあるが、水準の異なるものにつきましては、高松市の制度等に統一することを基本といたします。ただし、必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行うものとするとしております。

この調整方法(2)の場合、高松市は、基本的には住民サービス、住民負担に変化はございませんが、国分寺町は、住民サービス、住民負担とも変化をいたします。高松市の制度等に統一することによりまして、国分寺町の住民サービスが向上する場合や住民負担が軽くなる場合は問題ございませんが、逆に住民サービスの低下や負担が重くなる場合も考

えられますので、その場合には、急激な変化を来さないよう、経過措置を講ずるなど、必要かつ適正な配慮を行うことといたしております。

次に、調整方法（３）でございますが、高松市にあつて国分寺町にない場合につきましては、高松市の制度等を適用することといたしております。ただし、必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行うことといたしております。

調整方法（３）の場合でございますが、高松市は、住民サービス、住民負担とも変わりはありません。国分寺町の場合、新たに高松市が実施しているサービスの提供を受けますことから、住民サービスは、基本的には向上いたします。また、住民負担は変化いたします。

なお、高松市の制度等を適用することにより、国分寺町の住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、経過措置を講ずるなど、必要かつ適正な配慮を行うこととしております。

両市町の事務事業等につきましては、現在、現況調査を行っているところでございますが、この調整方法の（３）に該当するものといたしましては、現在、高松市のみで実施しております制度、事業等で、住民サービスにかかわるものとしては、宅地の生け垣設置や事業所の植栽への助成制度が、また負担にかかわるものとしては、人口３０万人以上の市で実施しております事業所税が想定されるものでございます。

最後に、調整方法（４）でございますが、高松市にはなく、国分寺町にある場合につきましては、制度等の趣旨、内容等を勘案して調整を行うこととし、調整に当たっては、国分寺町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続や廃止、または経過措置を設けることなどについて検討することといたしております。

この調整方法（４）に該当するものといたしましては、現在、国分寺町で実施しております商品券事業などが想定されるところでございます。

行政制度等の調整に当たりましては、以上申し上げました方針に基づき、調整を行おうとするものでございます。

続きまして、６ページをお開き願います。

６ページでございますが、６ページには、ただいま御説明をいたしました行政制度等の調整方針についての先進地域の事例を紹介いたしております。

左側に、既に合併をいたしました福山市・内海町合併協議会、右側には、現在、協議を進めております高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を紹介いたしておりますが、内

容につきましては、どちらの方針もほとんど同じでございますので、より細かく分類されております左側の福山市・内海町合併協議会の事例を説明させていただきます。

まず、1の行財政制度統一の調整方針に関する基本的考え方でございますが、原則として、福山市の制度に統一することとし、内海町の住民サービスを低下させないことや、内海町の住民生活に急激な変化をもたらさないことに配慮するとしております。

2の具体的な調整方法では、(1)の住民サービスにつながる各種制度等と(2)の住民の負担につながる各種制度とに分けております。

まず、(1)の住民サービスにつながる各種制度等、これは各種の制度、補助金等でございますが、アの福山市にあり、内海町にもあって、同水準の場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、どちらの市町も住民サービスの低下はございません。

次に、イの福山市にあり、内海町にはない場合は、福山市の制度に統一することとし、この場合、福山市の住民サービスに変化はなく、内海町の住民サービスは向上いたします。

次に、ウの福山市にはなく、内海町にある場合には、制度の趣旨、内容、変化の程度等を勘案して調整することが必要となります。その方法といたしましては、当分の間、従来の実績を下らないように配慮するとか、年次計画で段階的に調整し、最終的に福山市に合わせるなどの方法が考えられるところでございます。

次に、(2)の住民の負担につながる各種制度、税、使用料などでございますが、アの福山市にあって、内海町にもあって、同水準のものにつきましては、福山市の制度に統一することとし、この場合、両市町の住民ともに負担の増加はございません。

次に、イの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が軽い場合は、福山市に統一することとし、この場合、福山市に変化はなく、内海町住民の負担は軽くなります。

次に、ウの福山市にも内海町にもあって、福山市の方が負担が重い場合、または福山市にも内海町にもあるが、所得階層により負担の水準が異なる場合には、こうした制度の内容、変化の程度などを勘案し、調整が必要となつてまいります。その方法といたしましては、当分の間、現行どおりとするとか、段階的に調整するなどの方法が考えられるところでございます。

先進地域の事例は以上でございます。

以上、簡単でございますが、議案第12号行政制度等の調整方針についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第12号につきまして、何か御質問、

御意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） ないようでございますので、議案第12号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第12号については原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

○事務局次長（加藤） それでは、議案第13号について御説明いたします。

資料7ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第13号建設計画の作成方針についてでございますが、建設計画は、合併特例法第5条の規定に基づき、合併協議会が作成、変更するもので、市町合併に際し、住民や議会に対して将来のビジョンを示す、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。また、合併特例債など、合併特例法に基づくさまざまな財政措置を受けるためには、建設計画を作成し、その中で位置づけしておくことが前提となります。

この議案第13号は、今後、本合併協議会の建設計画を作成するに当たり、その作成方針を定めるものでございます。

次の8ページをお開き願いたいと存じます。

建設計画の作成方針の、まず1の計画の趣旨でございますが、高松市と国分寺町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、この基本方針に基づく建設計画を作成し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものでございます。

次に、2の計画の構成でございますが、建設計画は、合併後の市を建設していくための基本方針、そして基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成することといたしております。

次に、3の計画の期間でございますが、この計画における施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定めるものといたしております。

次に、4の計画の区域でございますが、原則として国分寺町地域を対象といたしますが、

両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合には、高松市地域についても対象とすることといたしております。

合併特例法におきましては、建設計画の区域につきまして、編入合併の場合は、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町における位置づけを定めることとされておりまして、本協議会といたしましても、ただいま申し上げましたような内容で提案させていただいたものでございます。

次に、5は作成上の留意事項でございます。

まず、(1)でございますが、基本方針を定めるに当たりましては、将来を見据えた長期的視野に立つものとしております。

2点目といたしまして、対象事業につきましては、第3次国分寺町長期総合振興計画及び新・高松市総合計画など、両市町の基本的な施策・方針の整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案いたしまして、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定するものとしております。

3点目として、公共的施設の整備につきましては、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討するものとしております。

4点目として、ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とすることとしております。

最後に、5点目といたしまして、財政計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分に留意して作成するものとしております。

続きまして、10ページをお開き願います。

参考資料ということで、10ページから11ページにかけては、建設計画作成の意義、また、建設計画に盛り込むべき事項を掲載しております。この内容につきましては、第3回会議で参考資料として提出いたしました、建設計画に係る先進地域の事例の中で説明なり紹介させていただいた内容と同じでございますので、本日は説明を省略させていただきます。

次に、12ページをお開き願いたいと存じます。

12ページには、参考までに、合併特例法の市町村建設計画の関係部分を抜粋して、掲載いたしております。合併特例法の関係部分の抜粋でございます。

続きまして、14ページをお開き願いたいと存じます。

14ページから15ページは、建設計画の作成方針の事例でございます。先ほどの行政制度等の調整方針と同じように、左側に福山市・内海町合併協議会の事例を、右側には高知市・鏡村・土佐山村合併協議会の事例を記載しております。

ここでも、左側の福山市・内海町合併協議会の事例を紹介させていただきます。

まず、1でございますが、計画の策定の趣旨及び位置づけが記載されております。

次に、2は、計画策定の指針でございます。

(1)で、真に福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりに資する事業を選ぶこと。(2)では、交付税、国県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらないことを基本とすること。(3)では、ハード面では選択と重点化を図りながら、ソフト面にも配慮した計画とすること。(4)では、人口流出、高齢化等により、地域活力の低下が懸念される地域の振興整備は、実状に応じた対策を講ずるものとする。こと。(5)では、この計画は、その実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準を高めるという役割を担うものであり、あわせて組織及び運営の合理化を図るものとする。こと。(6)では、この計画の名称については、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域の将来像を示すものとして、より住民の親しみやすい名称を定めることといたしております。

次に、3は、計画の内容でございますが、(1)の計画の対象地域につきましては、原則として、編入される内海町地域を対象とするとしております。

先ほど申し上げましたように、編入合併では法律上の解釈として、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割や、合併後の市における位置づけ等について定めればよいとされております。

次に、(2)の計画の構成でございますが、福山市と内海町の合併に伴う内海町地域のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画で構成することといたしております。

次に、(3)の計画の期間でございますが、まちづくり計画及び財政計画の期間は、10カ年といたしております。

この建設計画の期間につきましては、法律上、特に定めはございませんが、最近の合併

の事例を見ますと、10年とするものがほとんどでございます。

これは、平成11年の合併特例法の改正により、建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度とこれに続く10年度にわたり、合併特例債が充てられることとなったことや、地方交付税の算定特例の期間が、5年から10年に延長されたことなど、財政措置上の理由によるものと思われまます。

次に、(4)では、まちづくりの基本方針、総合計画との整合を記載しております。この中で、具体的施策については、内海町の実施計画等をもとに、施策の整合を図ることとしたしております。

次の(5)は、まちづくり計画でございまして、対象事業の範囲は、内海町地域のまちづくりに当たっての根幹となるべき事業とし、国及び県が事業主体となるものをも含むことや、対象事業の選定基準等について記載されております。

次の(6)では、財政計画の策定趣旨、策定の基本的考え方が記載されております。

以上が建設計画の作成方針の事例でございます。このような他の先進地域の事例も参考として、今回、先ほど御説明いたしましたような、建設計画の作成方針を提案させていただくものでございます。

以上、議案第13号建設計画の作成方針についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第13号につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

○末澤委員 8ページのところで、計画の区域というところから、私どもの方で特別委員会が開かれました際に、地域審議会を設置してもらいたいという声がありましたので、その点をひとつお含みいただいたらと思います。申し添えておきます。

終わります。

○議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第13号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第13号については原案のとおり決定をいたしました。

会議次第3 （2）協議事項

○議長（増田会長） 次に、会議次第の3、（2）の協議事項に移ります。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてから協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてまでの3件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

○事務局次長（加藤） それでは、協議第2号から協議第4号について御説明いたします。

資料16ページをお開き願います。

まず、協議第2号について御説明いたします。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、ページ中ほどの枠の中に記載しておりますように、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」と提案するものでございます。

合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況や合併特例法の改正の状況などを見きわめて、より具体的な合併の期日を改めて提案したいと考えておりました。今回、現時点では、平成17年3月31日という枠組みの中で協議を進めるという趣旨で、このような形で提案させていただいたものでございます。

なお、合併の期日についての資料を、次の17ページ以降に掲載いたしております。

まず、17ページの資料1でございますが、1は、合併の期日を決定することの意義について挙げております。

2点挙げておりますが、まず1点目は、合併協議を着実に進めていくための目標を設定できることでございます。

2点目といたしましては、合併協議会で作成をしております、建設計画の計画期間の始まりの時期を明確にすることができることでございます。

次に、2といたしまして、合併の期日を決定するに当たっての留意点を記載いたしております。

まず、1点目は、いわゆる合併特例法の有効期限を考慮することでございます。

当然のことでございますが、合併するとすれば、合併特例法の各種の財政支援措置を受けることが望ましく、現時点では、その期限である平成17年3月31日までが合併の目

標期日となるわけでございます。

次に、2点目は、合併の手續に要する期間を考慮することでございます。

合併の法的な手續でございますが、合併協定項目が決定し、協定書の調印の後、市町議会での合併議案の議決、県知事への合併申請、県議会の議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届け出、総務大臣の告示など、さまざまな手續を定めておりまして、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がございます。

次に、3点目は、合併と同時に、住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障のない時期を想定することでございます。特に、電算システムの統合や条例・規則の改正などの合併準備作業に要する期間を考慮する必要がございます。

また、年度末を合併の期日とした場合には、新設合併の市町並びに編入合併の場合の編入される市町においては、決算処理について出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の収入・支出が重なるため、会計事務がふくそうすることになります。

また、電算システムを合併後も引き続き円滑に稼働させるためには、合併の期日を休日の後に設定し、この休日を利用して、移行・検証作業を行うことが望ましいとされております。

最近の事例を見ましても、この電算システムの移行を考慮して、合併の期日を決定している事例が数多くございます。

次に、18ページをお開き願います。

18ページには、参考資料ということで、先行事例の合併の期日を、表に整理いたしておりますが、合併の期日はそれぞれの地域の実情によりまして決められており、一概にどの期日が適当とは言えないところもございます。

上側の1は、平成11年度以降の、既に合併をいたしました先行事例でございますが、表にございますとおり、さまざまな事例がございます。大半が月の初日、1日に合併しております。中でも、年度当初の4月1日に合併した事例が多数見られますが、この場合には、先ほどの留意点で御説明いたしましたように、決算処理との関係で事務が煩雑になるという問題がございます。また、電算システムの移行に留意して、休日の後に合併した事例は、この中では5例ございます。

次に、2の、今後合併が予定されている事例でございますが、合併特例法の期限も考慮して、すべて平成17年3月末までの合併の期日を定めております。

県内では、丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会は、平成17年3月22日で合併期日を設定いたしております。ちなみに、この3月22日は、3連休の後の火曜日でございます。

なお、先ほど申しあげましたように、本合併協議会におきましても、現時点において、平成17年3月31日を目標とすることとし、今後の協議の進捗状況等を見きわめて、より具体的な合併の期日につきまして、改めて提案したいというふうに考えております。

以上が協議第2号合併の期日についての説明でございます。

続きまして、協議第3号について御説明いたします。

資料19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第3号新市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、ページ中ほどの枠の中に記載しておりますように、「新市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

去る4月9日に開催されました第3回会議で、合併の方式につきましては、高松市への編入合併とすることが確認されたところでございますが、この編入合併の場合、新市の名称は、通常は、編入する市町村の名称となるとされておりますことから、「新市の名称は、高松市とする。」と提案するものでございます。

以上で協議第3号新市の名称についての説明を終わります。

続きまして、協議第4号について御説明いたします。

資料20ページをお開き願います。

協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、中ほどの枠の中にございますように、「新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」と提案するものでございます。

この事務所の位置とは、地方自治法第4条に規定しております地方公共団体の事務所の位置でございまして、現在の高松市役所の位置とするものでございます。

この事務所の位置につきましても、先ほどの新市の名称と同様に、編入合併の場合には、通常、編入する市町村の事務所の位置とするとなっておりますことから、このように提案するものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第2号から協議第4号までの説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第2号から協議第4号までにつきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

何かございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） 特にないようでしたら、お諮りをいたしたいと思います。

協議第2号から協議第4号について、一括してお諮りをいたします。

協議第2号から協議第4号について、いずれも原案のとおり確認することに御異議ございませんか……。失礼いたしました。この、ただいまの件については、次回会議で意思集約を図る予定となっております。したがって、協議第2号から協議第4号につきましては、会議規程の定めにより、次回の第5回会議において、改めて質疑、協議等を行って、意見集約を図ることとさせていただきます。大変失礼いたしました。

会議次第4 その他（1）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

○議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、（1）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております、後についておりますが、第4回会議の参考資料をごらんいただきたいと存じます。後につけております参考資料でございます。

委員の皆様方には、附せんをつけております。その表紙をごらんいただきたいと存じます。

参考資料の、まず表紙に目次がございますが、今後の協議の参考としていただくため、前回の会議では、合併協定項目のうち10の項目について、両市町の現況と先進地域の事例を紹介させていただきましたが、今回は、第11号から第15号までの五つの項目につきまして、高松市、国分寺町の現況と先進地域の事例を掲載しておるものでございます。

参考資料の1ページをお開き願いたいと存じます。

合併協定項目のうち1ページは、町名・字名の取扱いについてでございます。

市町村の区域内の町や字の区域の設定や廃止、または区域の変更や名称の変更をしようとする場合は、地方自治法の規定により、市町村の長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要でございます。合併の際に、これを行おうとする場合には、あらかじめ協議しておく必要がございます。

ごらんのように、国分寺町には五つの大字がございますので、この取り扱いについて協議する必要がございます。

なお、下側に先進地域の事例といたしまして、3市の事例を紹介いたしておりますが、

それぞれ対応が異なっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。

2ページは、慣行の取扱いについてでございます。

市町章、都市宣言、市町民憲章、市町の木や花などの慣行につきましては、その取り扱いを協議し、合併市町にふさわしいものとしていく必要がございます。

なお、現況欄に※印で記載しておりますように、現況欄に記載しております項目は、慣行の例示でございまして、今後、新たに協議項目となるものもあるというふうに思われます。

平成11年4月1日移行に編入合併いたしました10市のうち、そこに書いておりますように、慣行の取扱いで何らかの特例を設けている市は6市で、逆に特例を設けていない市は2市でございます。

先進地域の事例として、そこには二つの市の協定書に記載されました内容を紹介してございますが、新潟市につきましては、編入されました黒埼町の町民憲章や町民歌、町の木などについては、引き続き継承していくよう特例措置を講じております。下側の新居浜市の事例では、すべて新居浜市の制度等に統一するものとして、特段の特例措置は講じておりません。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページは、事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入される国分寺町の組織、機構は消滅し、編入する高松市がその事務を引き継ぐこととなりますため、円滑に引き継ぐための措置を講ずるとともに、機構改革等についても協議する必要がございます。特に、支所や出張所を設ける場合には、その位置や名称及び所管区域を条例で定める必要がございます。

先進地域の事例でございますが、編入合併した10市すべてで、旧町村役場を支所として存続させております。

事例としては4市紹介しておりますが、新潟市では、黒埼町役場は地区事務所として存続いたしております。ただし、当分の間、自治法上の支所とし、組織については、段階的に再編、見直しを図ることといたしております。また、管理部門については、早期に統合することといたしております。

その他、福山市、廿日市市、新居浜市の事例を記載しておりますが、おおむね同じような内容でございます。

なお、別紙といたしまして、この参考資料の一番最後に、平成16年4月1日現在の高松市と国分寺町の行政機構図を添付いたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページは、条例・規則等の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入される国分寺町の条例や規則は失効し、編入する高松市の条例や規則が適用されることになります。ただし、行政制度、事務事業の調整に関係するものは、その調整結果を踏まえて整理をしていく必要がございます。

先進地域の事例といたしまして、福山市、新居浜市、二つの市の事例を記載しておりますが、同じような取扱いがなされております。

続きまして5ページをお開き願います。

5ページは、特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

編入される市町村においては、特別職の職員は合併と同時にその身分を失います。しかしながら、特別職の職員が失職することにより、合併後の市の事務の円滑な推進に支障が生じる可能性もございますことから、これら特別職の職員を、当分の間、参与、顧問等の特別職として位置づける事例もございます。

先進地域の事例といたしまして、新潟市と潮来市の事例を紹介しておりますが、いずれも両市町の長、あるいは両町の長が別に協議して定めるとなっておりまして、新潟市の場合ですと、協議の結果、黒埼町の町長、助役、教育長を黒埼地区における市政の調整及び意見具申のための参与というふう位置づけをいたしております。

以上が合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田会長） ただいま事務局が説明いたしました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

○議長（増田会長） ないようでございますので、それでは次に、（2）の高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

○事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の方ですが、一番最後のページ、21ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の21ページでございます。

(2)の高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定についてでございますが、次回第5回会議につきましては、6月11日の金曜日、午後2時から、国分寺町女性会館2階、第1会議室で開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議の開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長（増田会長） 以上で本日予定しておる議事は終了いたしました。この際、せっかくの機会でございますので、皆様の方から御意見、自由な御発言をお願いしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

はい、どうぞ。

○松岡委員 国分寺町の松岡と申します。

今、会長の方から、何でもいいということなので、私は国分寺町の住民代表として、この場をおかりしまして、住民の声を述べることをお許しいただいたらと思うんですが、よろしいでしょうか。

昨年の10月26日の住民投票で、高松市との合併協議会設置が決まったときの考え方の違いですけれども、住民の中には、10月26日の投票日で高松市との合併協議会設置が決まったから、その日から高松市との合併協議会の設置をすればよいと考えておられる方がおります。私は、そうではないと思うんです。高松市との合併協議会が決まったということは、4カ月前の6月27日の午前中の議会の時点、3対12で否決した時点まで戻り、住民投票によって住民の意思を尊重して、全議員で賛成し、高松市・国分寺町の合併協議会の設置が、否決から可決に変わったことになると思います。ですから、ということは、午後の議員発議で可決した3町の協議会は、常識的に考えて、僕は、あり得ないというふうに思います。高松市・国分寺町の協議会を否決した後、3町を可決したことは一連の話でありまして、この一連の話が住民は不服として、合併特例法による住民投票制度があるのではないのでしょうか。私はそう思いますが、皆様どうお思いでしょうか。ぜひ民意を大切にしてほしいと思います。

皆様も御存じだろうと思いますけれども、3町合併協議会のホームページで書かれている文を読み上げてみます。

3町の枠組みを選択されたことについては、さまざまな御意見があると存じます。3町ともに、高松市との合併について頭から反対しているわけではありません。今後の道州制議論の行方、少子・高齢化社会への対応などを考えたとき、より広域での市町村合併は必要となってくるとの認識を持っていますというふうに書かれております。ということは、とりあえず3町でやってみて、それから高松市と合併したらよいではないかとしか、私には見えません。そんな二段階合併では、むだな税金、経費を使うより、直接、高松市との合併の方が効果的であり、財政基盤も安定しているし、今後の道州制議論も大変よい結果が出ると私は考えております。

私たちは、名誉も地位も権力も、そしてお金もありません。私たち住民は、毎日毎日手弁当で何カ月も頑張って、純粋な気持ちで、町民のために高松市と合併したい、強い気持ちを持つ住民の集まりです。住民投票のときも、もし負けたら素直に3町に行って協力をしようねとまで決めていました。しかし、その結果は、住民投票で6, 192票、約1, 000票の差をつけて大勝でありました。

そこで、町民の皆さんの意見を聞いてください。

私たちは、3月から町内を回り、町民の意見を聞いて回りました。一つ、3町のアンケートは何や。あんなことだれが決めたんや。税金のむだや。一つ、昨年2月のアンケート調査では、高松市との合併が87%もあったし、昨年10月26日の住民投票では、約1, 000票の差をつけて高松市に決まっているのに、2回も町長にだまされたんぞ。一つ、住民投票で結果が出ているのに、町は何をしとんのや。一つ、住民票を高松に移すぞ。一つ、この家売って高松市に買いかえようか。一つ、町民の意思が通らないのであれば、税金を払わんぞ。まだほかにもようけありましたけれども、厳しい意見もありました。私は、町側の説明不足ではないかというふうに感じました。

次に、合併についての町長の発言であります。

昨年の9月5日、最後の町政懇談会が、午後7時から国分児童館で行われ、町民は約60名から70名ぐらいいたと思います。町の職員も14、5名、報道関係の方も2、3名の方が見えていたというふうに思います。その中で、住民側から町長に対する質問で、住民投票で高松市との協議会設置が過半数を占めた場合、町長はどのような判断、決断をするのですか、具体的に説明してくださいという発言に対して、町長の答えは、もし、住民投票で高松市との方が多い場合は、住民の意思を尊重して、高松市との合併協議会を進めます。また、二つの協議会を持つのは、相手との信頼関係にもつながるので、3町の協議

会は切り、一本化することを言明いたしました。

私は、その中で2回、確認いたしました。1回目は、今答えたことは間違いありませんか。町長は、間違いないと答えました。2回目は、21時を回っていたと思います。もともと国分寺町は国分寺町で残したいという考えであったのが、その後、3町合併協議会をつくって、3町を切るということは、高松市と協議会を進めていても、また高松市との協議会を切って、もとの国分寺町単独に戻るシナリオではないだろうねというて尋ねましたが、町長はそんなことはないと答えられました。ということは、高松市との合併協議会を進めていく道しか残されていないと、私は思っております。

次に、昨年の9月定例議会だよりの抜粋ですけれども、綾野忠雄議員の質問に対して、町内7カ所で開催された町政懇談会の席において、住民投票についての質問に対し、町長の答弁として、住民投票は尊重する、二つの合併協議会は必要ないと言われているが、信じてよいか。町長の回答は、住民投票は尊重したい。二つの合併協議会は相手の市町の迷惑をかけることになると思われるので、協議会については並行して実施はしたくないと。

また、西岡章夫議員の質問に対して、9月5日の同じ町政懇談会の席においての質問で、町長は、住民投票の結果を尊重し、二本立ては混乱するので、必ず一本化する。それ以上は言えないが、信じてほしいと発言されました。重要発言だと思いますので、本会議において具体的にお答えくださいとの質問に対して、町長は、二つの協議会ができた場合に、双方に参加することはそれぞれから信頼を失うので、並行して実施はしたくない。また、住民投票は自分の意思で決定するもので、重い行動になる。協議会においては、住民の期待を実現し、不安を解消していくよう努力したいというふうに答えました。この会議録は、9月の定例議会だよりで全世帯、全家庭に配布されています。住民をだましたことになってはいませんか。町長自身どのように説明をし、どう責任をとるのですか、お伺いしたいと思います。

次に、話は変えますけれども、国分寺町合併を考える会から町長に、昨年11月5日、要望書を提出しました。住民の意思が高松市との合併にあることが、住民投票で明らかになりました。よって、3町合併協議会は中止とし、高松市との合併協議会の一本化に取り組みたい。要望書につきましては、11月10日までに書面で回答を求めました。町長からの回答です。合併協議会の一本化につきましては、3町や議会などとも十分に協議しながら判断したい。以上、町長の考えが、9月5日から10月26日の投票日までには一本化すると言っていたのが、投票日後、一転して、3町や議会などとも十分協議しながら判

断したいに変わっている。何があったんですか。だれと話をしたんですか。国分寺町の町長が、3町や議会などとも十分協議をしながら判断したいという回答は、おかしいのではないですか。国分寺町の町長が3町に判断を求める必要はないと、私は考えます。町長は、国分寺町の町民の意思を尊重して、議会で十分協議をし、判断するのが町長の仕事ではないでしょうか。余りにも町民をばかにした発言ではないかと思います。

そこで、もう一度町長にお尋ねします。

昨年11月10日の書面回答で、一本化については、3町や議会などとも十分協議をしながら判断したいというお答えでありましたが、あれからもう半年、もう十分協議する時間はあったと思います。町長はいつ一本化するのか、この場で具体的にお答えいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○福井副会長 そのことについては、私どもの町の事情ですから、町の議会には議会の特別委員会等がありますので、そちらの方でお答えをしたいと思います。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○菰渕委員 高松の菰渕でございます。

合併請求者の松岡委員さんの意見も、ごもっともだろうと思うんですよ。それで、二つの合併協議会が国分寺町には設置されておりますけれども、新聞報道等によりますと、新市の名称等とか、かなり合併協議会が進んでおるようですし、前に、前回の会合のときに宮崎議長さんが、二つの合併協議会を設置して、その両方を比べる、それでええ方を選択するというお答えだったと思うんですけれども、その3町との合併協議会の進みぐあいと、高松はまだやっとならぬ、編入でというような合併協議会、進め方でありまして、やはりかなり町民に対してどっちがどういう判断材料がですね、やはり片一方がかなり進んだ状況がありますので、町民に対する判断材料がかなり違ってくるかと思うんですよ。

そんな点もありまして、2点目は、松岡さんの意見もありましたとおり、やはり、高松とより信頼関係を結ぶ場合は、3町の合併協議会の会長を町長さんが受けられておりますけれども、これをぜひ退かれて、副会長という立場で協議会を進めるんが、より高松との信頼関係も深められるんでないかなと、そう思いますので、その2点について、ちょっとお答えのほどをお願いします。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○梶村委員 あわせて関連でお願いします。

高松の梶村でございますが、今、松岡さんの話を聞くまでもなく、私自身としては、実は新聞報道等によりまして、新市の合併された新しい町の名前を募集するということは知っておりましたし、しかし、合併協定項目の中の議員定数まで、もう協議が調ったという新聞報道があって、これは、ちょっとびっくりしたのが事実でございます、相当これは、合併協定項目の中身が相当数進んでおるのではないかとこのように受けとめるわけなんです。

そうすると、合併協議会の設置の時期ももちろん違うんですが……、時期は余り違わないにしても、進めぐあいが相当ギャップがあるわけですね。国分寺町からの話ですよ。3町の合併協議会と高松との合併協議会のこの進捗度合いに、相当数の差が出てくるわけですね。

今まで、先ほど松岡さんの話にもありましたが、町長の一本化発言、あるいはそれぞれの協議会の具体的な内容が出そろった段階で、住民の皆さんの御意思をさらに聞きたいという発言が、私は非常に印象に残っておりますものですから、そういうところからいくと、この協議会を、この協議会というのは3町の協議会を、いつごろまでの間に調べていくか、その終了時期をいつにするのかというのが我々も知りたいわけですね。どの時期ぐらいまでいくのか。高松との合併協議会の遅れがあるとすれば、あるんですから、それを3町との合併協議会は一時期ストップをしておいて、ある程度、高松との合併協議会が進んでくるまで、調うまで待っていただいて、それで住民の御意思を問うということになるのではないかとこのように推測するんで、だから、特に国分寺町側の御意思のもんですから、ぜひそこあたりは、この新聞報道によって合併協定項目の進捗が相当進んでおるとこのように理解すると、こここのところがどうしても聞いておきたいなあという気持ちにならざるを得ないんですね。

したがって、今、菰渕委員さんがおっしゃいましたことに関連して、私の方からはその3町合併協議会の時期、あるいはその3町合併協議会のストップと言ったら語弊がありますが、小休止をされて、高松との合併協議会の促進という意味がどの辺にあるのか、ぜひそのところはお示しいただきたいもんだと。ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（増田会長） 関連で、はい。

○綾野委員 私も、今、松岡さんは高松市との合併協議会設置請求者の代表者ですから、町長が言われるように、この場で答える必要がないというような意見はちょっといただけ

んと思うんですけど、ぜひその町長の考えだけでもお話しするべきでないかと思います。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○森谷委員 関連です。高松の森谷ですが、私も先ほどの松岡さんの御発言をお聞きし、素朴に町長の、副会長さんのやっぱり御回答は、この合併協議会というのは正式な場ですので、特別委員会というのは、各町なり、うちでも、高松市でも合併問題特別委員会があります。けど、先ほどの御発言の部分は、やっぱり高松市との信頼関係云々の部分もありますし、ぜひこれに、松岡さんの御質疑に関しては、この場で、やっぱり私どももおる中で、町長さんの御発言をぜひ聞きたいと思いますので、関連で質問させていただきます。

○議長（増田会長） じゃ、お願いします。

○福井副会長 まず、いつの時点でということになるかと思うんですけども、協議会を一つにするということになれば、これは、先般も真鍋県知事が記者会見ですか、やりまして、6月いっぱい、何か、めどというふうなことをおっしゃっておいまして、その意見もやっぱり参考にしなければならないかなと思っております。

ただ、私が議会に対して申し上げてきたのは、合併という形をとったときの、住民に対するメリット、デメリットがどこにあるのか、それはもうたくさんのものであろうかと思っておりますけれども、ある程度、そういうようなものが見えたときということは言ってきたつもりですけども、まだそれが両方の協議会とも、まだはっきりはいたしておりません。

それと、もう一つは、高松市との合併協議会ということになりますと、新市の名称、事務所の位置、こんなものは何カ月もかけて議論する必要がないということになると、協定項目の大きなものの中の二つはもうそんなに議論することがないんです。もう、きょうの議論で一応意見がなかったから。ところが、もう一方の方は、まだ新市の事務所も明確化していない、それから新市の名称というのもまだ決まっておられません。したがって、それもまだ何回か議論していかないと決まらんのじゃないかと思うんですよ。

ただ、行政サービスといいますか、その住民負担あるいは住民サービスの状況については、もう3町の方の場合は、それぞれ資料を出して、今、協議をし、調整をしているところなんです。一部、決まっているものもありますけれども、それもすべてではないと。全部で2,000項目もあるというものですから、なかなか協議が調わないということになっておりますんで、状況としては、協定項目の主なものの新市の名称であるとか事務所というのは決まっていない状況と、一方はもう既に決まっておりますから、それは、編入と対等合併との違いということも言えるかと思うんですけども。多少は出発点が違いますから、

随分と中身の進展ぐあいも違います。

そんなことを考えて、いつ判断すべきかということですが、今、いつということは、申し上げることはちょっと控えさせていただきますけれども、いずれは、いずれですよ、町の合併対策特別委員会がありますので、私の考え方はそちらへ示すことも一つの視野でないかというふうに思います。今のところのお答えはそれぐらいにさせていただきます。

○議長（増田会長） どうぞ。

○菰渕委員 はっきりした発言が欲しかったわけですが、そういう中で、3町の合併協議会がかなり協議が進んでおる中で、ひとつ確認なり判断を仰ぎたいところがあるんですけれども、いろんな事務組合、広域とかいろいろありますけれども、やはり新しい町、合併が、それが一番新しいまちづくりですが、やはり、みずからのことをみずからの市でやっていくというんが、やはり新しい町の基本姿勢だと思うんですよ。そういう中で、いろんな事務組合の取扱い等々についても協議されとるようですので。ほいで、そういう関係団体と協議するという、合併の前日に解散して、合併のその日に、また新しく組合をつくるというような発言があるようですが、その場合に、高松とも大いにこういういろんな事務組合の話を、また進めていかなければならぬと思うんですが、その点について、関係市町、いわゆる高松市とどこまで話をされとんですか。

○福井副会長 今のところは、具体的に、増田市長さんとお会いして、その話を、突き詰めた話はしておりません。これが今後、どのような形になろうとも、一部事務組合なり、あるいは消防事務の事務委託の問題についても協議を重ねていくと、協議をさせてもらうということになろうかと思えます。それはもう私の町だけではないと思うんですが。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○菰渕委員 僕はやっぱりそれは、事前に話を関係市町とすることが、きちっとした合併協議の進め方だと思うんですよ。それを新しい町ができて、その以降で、高松市とも話する。ほんなら、高松市がそういうふうにお互いのなに乗っていきやあええけれども、それは聞けませんねえと言った場合にどうなるんですか、町長さん。そういうことも考えられとんですか。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○福井副会長 これはいつだったか、あえて言わせてもらいますけれども、増田市長が発言したときに、10町ですか、10町がそろってここへお伺いをして、もちろん10町の議長も来ました。いろいろと話をさせてもらって、そのときに、私ども10町としては、

これはいろいろ一部事務組合をつくることから協議に加わっていき、必要な経費は当然それぞれ10町が、それぞれ持ち分に応じて負担しようという、お互いの信義と信頼に基づいて築き上げてきた一部事務組合ですから、一方がはねるとい、そんなに簡単に、私は済むもんじゃないと思うんですよ。これはその組合の存続について、私は何も、新しい市ができたから、それから協議をさせてもらおうというのでなしに、当然これは事前に協議をすべきもんですよ。それはそうさせてもらわないかんと思います。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○菰渕委員 議長、それだったら、やはり協定項目……

○三笠委員 ちょっと、おまえばかり言ったらいかん。

○議長（増田会長） はい、じゃあ。

○三笠委員 ちょっと方向を変えまして、先ほどの、我々は、この国分寺町との合併協議会というのは、もう再三再四、毎回言われよんですが、これはもう国分寺町の住民の本当の強い情熱の、この合併協議会という位置づけでこれはやっとな、これはもう明らかなことなんで。そういう中で、今先ほど、代表の松岡さんが話されたということは、切実な思いであるということ。これは、当然その、協議会でも、今うちのが話したように、これは町長さんが責任を持ってお答えする、我々は、この会で義務があると、我々もそれを強く聞きたいという気持ちなんで、まずそこからちょっとスタートせなんだら、もう次から次、それ話しょんでは……。それをひとつ町長さん、よろしく願います。松岡さんが話されたことに対する答弁です。

○大浦委員 懇切丁寧に。

○三笠委員 これは町長さんが、先ほど町でということであったんですが、しかし、この趣旨というのは、この国分寺町、先ほども綾野委員さんが言われたように、本当のこの国分寺町の思いの合併協議会であるということは間違いないんですから、そういう位置づけの協議会として、町長さんの答えというのが、私はぜひ必要であろうというふうに考えております。ひとつよろしく願います。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○福井副会長 ええ、そういう思いでこの協議会に参加させていただいております。その中で、町の住民にとって何が幸せなのか、町の将来を思ったときに、この私の町をどうつくり上げていったらいいのか、そんなことをしっかりと議論させてもらわないかんと思うんですよ。その中で、住民が将来にわたって不便を感じないような、そんなものをやっば

り議論をしていき、築き上げていくという強い思いで協議会に臨んでいきたいというふうには思っております。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○森谷委員 高松の森谷です。

今、松岡さんの方からの御質問が何点かあったと思うんですが、それは町長さんのおっしゃるように、町の合併特別委員会ですか、そういうところで協議する分も中にはあったかと思いますが、この何項目かの質問の中には、町長さん御自身の御発言に関する経過、これに対する質問もあったと思うんです。それは町長さん御自身の責任において、御答弁できるんじゃないかなと私は思ったりするんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○福井副会長 松岡委員が発言したのについて、私が記憶しているものと、若干ニュアンスが違うところもあるように思いますんで、私もその当時の会議に、当然、出席して記録をとっておりますんで、再度、それを確認をしたいと思います。

○議長（増田会長） はい、どうぞ。

○岡西委員 ちょっと一言言わせていただきます。

先ほどからうちの松岡委員さんの方から、非常に民意、民意ということで、民意を強調されておりますけれども、私たち議会もですよ、3町の合併協議会は12対4で可決をして協議会を設立したわけなんです。ほんで、私たちがさきの統一選挙で選ばれて、まだ1年しかたってない、1年たっていないじゃ、当時としては。そういう時点で、全く松岡委員の話聞きよったら、全く議会軽視というよりも議会無視というふうに聞こえる。私たち一体何なんだろうかと、そういうふうに思わざるを得んわけです。ですから、うちの町長も、同じように統一選挙で、対抗馬がなくてそのまま再任されたわけなんです。そういういきさつもありますんで、まあまあそれは民意の方、はっきり言って私の考えでは、それぞれの町民の皆さんの意見が二分しとると思うんですよ。ですから、もっともっとやはり、もうちょっとやっぱりこのまま協議会を続けていただきたいかなと思っています。

○議長（増田会長） どうぞ。

○末澤委員 私は、実はきょう、皆さんに公開質問しようと思ったんですが、松岡さんがほとんど言うてくれたんですね。町長にこれまで、議会でですよ、何度となくこういう質問をしてきたんですよ。で、なおかつ、先ほどありましたように、ちょうど前回の国分寺町であったときの、議会で、この岡西委員さんが菰渕委員さんに抗議文をとることを、

助役を通じて幹事会に言うてくれと言うた。私はこれを目の前で見て、ほいで副会長たる町長は何の一言もなく、何だと、聞かずにおると。これについて、これは公開質問する以上に方法はないという感じから、実はこうして非常に資料を十分用意してきたんです。

非常に重なりますけれども、これ議会だよりなんです。ここの中に何と書いてあるんですか。議会は一本化して理解を得たいとか、住民投票を尊重したいと書いとる。これ市長さんや高松市議会の前でこんな質問して答弁して、これ守れなかったらどうなんですか。私は大問題だと思うんです。議会軽視どころでないですよ。議員無視なんですよ。住民無視なんですよ。はっきり言うて、無投票だったけれども、福井町長の信任はゼロです、今、はっきり言うて、それほどまでに住民の方々には憤慨やる方ないような状態になってきてんですよ。いいですか。

しかも、この住民投票の結果は尊重しますと言いながら、976票の差があつて、これについて、相手の方はこんなはずではなかったというのは、当然勝つという見込みでやっとなつた。そして、御丁寧に、この住民投票のあつた翌日に、この町長さんがこんなことを言うてんですよ、自分から。改めて民意を問うちゅうんです。今の言う議会で決めるんですか。住民で決めるんですか。自分が決めるんですか。私は、これはもう間違いの原点だと思う。庵治町の町長さんは非常に偉かった。合併というものは、町長や議会が決めるものでない、住民が決めるもんだと、こういうふうにして住民投票をなされたんです。私は、住民投票条例をつくって出しなさいと。3町の会長をやめて、高松市協議会に行くんだつたらそうしなさい、そういうふうに言つて、何度言つても聞く耳を持たない、聞かない。これは、もう今の状態では、住民の意思を抑えることはできない状態になつてる。

それで、御丁寧に、この協議会ができたこの日、この看板を掲げている、この写真ですよ。このときに何と言いましたか。3町とのつながりを重視する、最終的には町議会で判断を求めたいちゅうんですよ。12対3で決めていただきました、議会でやりますと。完全に高松市協議会は否決されます。住民投票で起こしたものを、今度は議会で否決してしまう。はっきり言うて独裁です、これは。住民があつての行政なんですよ。住民があつての町長であり、議員なんです。議員の中の、本当にこの人たちがその数をとれるのは、自分が背負ってきた投票数が、全部この数にあらわれないかんのに、それが一つもあらわれない、こういうことなんですよ。

ほいで、中にも、私はいつも言うてんですが、3町、高松の人もおるだろう。ただ、その場合でも、1人の議員の方は合併そのものが反対だという御意見があつたんです。これ

なんですね。ですから、それなら、本当に住民の声を聞くのなら、3町、高松市、国分寺町という住民投票を決めて、その結果でこの協議会を進めていきなさい。そしたら、だれを恨むこともない。だれを責めることもない。私は、そのことは民主主義の基本のルールだと思う。このことを何度言っても、言葉で、議会で言っても通らない。だから、きょうは私は、もう公開討論会で皆さんの、特に学識経験者の方々の、こういう状態をどういふふう判断されるのか聞いてみたいなど。

私は、もう少数で非常に弱いんですけども、しかしながら、とにかく今の状態は正常でないことを、目を覚ましてもらいたい。無投票で私も賛成した方なんです。賛成した町長がこんな独断的なやり方をするのは、もう言語道断ちゅう気持ちで、しかも住民の人、今6,000人に余る人たちの気持ちを抑えるのが精いっぱいなんですよ。これをそのまま突っ走ったら、次には町の議会で、あるいは町の行政で50日間の空白ができますよ。議会の方にもそういう一つのしっぺ返しがありますよ。そんなことでいいもんですか。私は、その意味から、とにかくこの際はっきりと、住民投票をもう一回して、やっていただきたい。この根幹の出発点が、町長が6月25日、私たちちょうど写真に写ったんですが、いわゆる高松市の協議会を提案して、これが否決されたら、直ちに3町の協議会を速やかに設置するという。もう初めから速やかに設置することは決まっただけですよ。こんな裏取りみたいな見え透いたことをやっていいんですか、民主主義の世の中で。私はもう、特に学識経験者の方々には、こういう国分寺町の実情は知ってもらいたいと思う。たくさん相手にしていらっしゃるから。

そういう意味からでも、とにかく私が言いたいのは、町長さん、自分の言うたことは守りなさい、議会で答弁したことは守りなさい、こういうことなんです。そうでなければ、それこそ議会とは何ですかって、住民からあなたを支持した人が、きのうも怒ってきたんですよ。そうなんです。なぜほっとくんだと。ほっとくんじゃない、協議はしよう。私もあした言います、よかったら傍聴に来てくださいとまで言っているんですよ。

そういうことから、よく考えていただきたいのは、このアンケートの結果ですけれども、私はこうやって住民投票せえって、この議会で言うたんです。そのときの、(資料を示す)見てください、アンケートの結果が6割が高松市。これは綾南町です。綾南町でさえ6割の人は高松へ行きませんかという。だから、3町仲良く高松へ行きませんか。ほいで、それがいかんのだったら、綾上町の祐安町長さんは、国分寺町の住民投票の結果を見て、新しい枠組みを考えなきゃならんってコメントをしとんですよ。こんな住民投票の翌日に

コメントをする、協議会ができた日にコメントする、初めから高松市の協議会をする気がないの一言なんです。そんなことでは、私は住民に対して申しわけないという気持ちなんです、きょうはもう何としてでも公開質問して、皆さんの前でおっしゃるように。とにかく、町長はこの際、3町の会長はやめる、3町は切ると言うか、あるいは協議会を進めるなら住民投票によって、3町か高松か国分寺か、その結果を待ってから今後進めていきたい、そういう意味のことをはっきり言うてください。言わんなら言わんで構いません。後は私、皆さんが、住民が判断しますからね。

以上でございます……、言い忘れた。ええですか。これ、3月の町長の説明要旨です。こちらにある施政方針演説です。この中で、何て書いてありますか。いずれの協議会の中でも強く訴えていきたいというんです。3町の場合は、今度で10回目になるんです。議員定数も次で確定します。市の名称も選び抜かれていくんですね。得々と自分の思いどおりに進んでいきよんです。ところが、高松はどうですか。今回で4回目なんですよ。今、委員さんがおっしゃったように、何のビジョンも何もつukれない、そういうことなんです。こういうことから考えても、とにかく私はそのいずれかを選択していただきたい。でなければ、後は住民の力を抑えることはできませんということだけを申し添えておきます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（増田会長） ほかに何か御発言ありますか。

はい、どうぞ。

○梶村委員 ただいまの意見で、何か町長のコメントはあるんですか。なければ……、ないんですか。

○福井副会長 今は。

○梶村委員 今はないですか。それじゃ、いいですか。

○議長（増田会長） はい。

○梶村委員 私は先ほどの町長さんの発言と、先ほどの松岡委員さんや末澤委員さんの話を考えあわせて、国分寺町内の話だからという受けとめ方では、少しいかがなもんかなという気持ちが、率直に言うてしております。

先ほど私たちの質問に対して、町長さんはデメリット、メリット、まだ双方とも十分見えてない。したがって、その時期は今のところ差し控えたいと言ってるわけね。岡西委員さんの方から、このまま少し協議を進めるべきではないかと、私もそのとおりでと思います、協議は進めるべきだと。末澤さんの気持ちもわかるんですね。今、この時期に二者択

一を迫るという気持ちは、住民の意思としては熱い思いがありますから、当然だと思うんですが。

ただ、先ほども話がありましたように、3町の合併と高松市と国分寺町の合併は、1市1町の合併協議会は、非常にテンポの違いがありまして、先ほど出そろってない、あるいは資料が十分でないとおっしゃいましたが、国分寺町のホームページを見て、合併協定項目の進捗状況をずっとこう見てみますと、相当数、项目的にはもう、ほぼ協議が調いつつあると言っても過言でない状況まで進んでるんですね。ホームページでそのことはもう明確になってるわけです。

ただ、その新設の中で、新設合併ですから、新市が合併するまでに調整をする、あるいは新市になってから調整をする、あるいは新市になったら実施をするといういろんな表現が幾つかありまして、本当に新しい具体的な、新市の場合は私はやむを得ないと思うんですね、こういう合併協議会というのはですね。どうしても、じゃあこの事業はどういうように継続されるのか、このように変化するのかって、これを町民に示すというても、なかなか協議が調わないもんですから、時期だけに迫られて新設合併やっていきますから、町民の皆さんに示すといったって、時期が、なかなかこれは示す時期まで来れないわけですよ。それは、新設の場合は。ですけれども、協議会だけは進んでいきますから、もう合併協定項目のほとんどが、第9回の合併協議会でもって、パーセンテージで言えば何%か、8割ぐらいまでの協議が進んでるという状況なんですね。したがって、高松との合併協議会も急いで進めて行って、住民の皆さんの判断を仰ぐという、そういうことが私は必要だということを強調してるわけですね。それは先ほどの末澤さんの思いとか、あるいは松岡委員さんの発言と共通する部分ではあるんですが。

ですから、直ちに択一的なものを求めるのではなくて、協議を粛々と進めていくという岡西委員さんの発言のとおりでいいと思うんですが、しかし、やっぱり町長としては、先ほど来話がある、また前回の協議会でも出てる、この合併協議会の会長職の問題、それから3町との合併の時期をどの程度まで持って行ってとどめるのか。それ住民投票で住民の意思を問うということ、どういう手段で住民の意思を問うのかということだけは明確にしていく必要が、きょうでなくてもいいと思います、次回でもいいと思いますが、ぜひ私は明らかにしていただきたいと思うんであります。

法定協議会がある中で、住民投票によって合併協議会を設置した、そういう経過からいくと、私はその住民の意思を問うという意味は住民投票でなければいけないと思いますが、

いずれにしてもそういうことがはっきりしないと、粛々と進めていく中でも不信感が募っていく。片一方で合併協議会が3町が進んでいく、片一方では遅れていく、その方法、時期もわからないというのでは、やっぱり国分寺町内の町民の皆さんも、高松市民の皆さんも、あるいは高松市とその他の町との合併協議会が進んでおりますが、高松市と国分寺町は一体どうなるんやという、各町との影響も大きいと思うんです。したがって、その三つの点につきましては、きょうでなくても、私はやっぱり町長さんの見解、あるいはなには整理をしていただいて、協議会をより円満に進めていくように御努力をお願いしたいもんだというふうに私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（増田会長） どうぞ。

○福井副会長 ええ、おっしゃるとおりであります。したがって、きょうのこの席上ではどうするというは言えませんけれども、いずれ、それはしっかりと考えていかないと時期が来ると思います。

○議長（増田会長） はい。

○末澤委員 末澤でございます。

今、たまたまお話が出たんですけれども、綾南町での協議会を、先日、私傍聴に行っただけなんですけど、このときに国分寺町の委員の人から、国分寺町には長期振興計画があるけれども、綾南町、綾上町にはありますかと聞いたら、しばらく間を置いてから、5月、6月、7月ぐらいまでには出せると思いますと、こういう答弁だった。私たちの長期振興計画というのは、3年も4年もかけて作り上げたものです。それを、そんな簡単にできるんだろうかと思って、私は耳を疑ったんですね。ということから、私は一つの、抗議するばかりが能ではありませんので、救いの手として、少なくとも町長の立場として、そういう大きなものが出るんなら、結論が出るまでに、7月なら7月までは凍結する、そういうぐらいの自分の自信というか、言い分は、会長として言えるんですよ。会長ならば、もう自分が、自分言っとるのが、全く初めからしまいまで3町でいきますという信念でいきよんですから、これほど人をばかにした話は、私はないと思うんで、猶予期間としてでも、それぐらいの方法で考えてくれたら、また判断のしようがあるかと、こう思いますので、これちょっと町長、頭へ入れて考えてみてください。お願いいたします。

以上です。

○議長（増田会長） さっき何か……、ございますか、どうぞ。

○大浦委員 高松の大浦です。

先ほどから住民代表の松岡委員さん、そしてまた末澤委員さん、いろいろお話を聞かせていただきまして、そこの奥まったところをもう少し答えを聞かせていただきたいな、素直な心でそういうふうに思っております。次のときか、いずれかとおっしゃいましたが、宮崎議長さんは、先ほどからのいろいろ厳しい中、いろいろ御意見出ておりますけれども、どのように御自身はお考えを持ってらっしゃるのでしょうか、お教えいただきたいと思えます。

○議長（増田会長） はい。

○宮崎委員 私に質問でございませんので、私の個人的な考えは述べられません。申しわけございません。

○議長（増田会長） ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田会長） では、もう時間も大分たちましたので、本日の会議はこのあたりで閉じたいと存じます。

皆様方には、長時間にわたりまして御協議を賜り、まことにありがとうございました。

以上で、高松市・国分寺町合併協議会第4回会議を閉会させていただきます。御苦勞さまでございました。

午後 3時00分 閉会

会議録署名委員

委員

大浦 澄子

委員

山下 義男